

第1部 計画の基本

I. はじめに

1. 計画策定の趣旨

(1) 「奈良県障害者長期計画2005（前期計画）」策定までの動き （～平成17年度）

○障害のある人を取り巻く社会・生活環境の変化や、過去の施策実施の成果等を踏まえ、国では平成14年12月に、平成15年度から10年間の計画期間とした新たな「障害者基本計画」が策定され、そのなかで、「利用者本位の支援」「当事者参画」「地域生活支援」などの重要な方針が示されました。あわせて、その前期分の具体的な目標値を定めた「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

○平成15年度からは、障害者福祉サービスについて、措置制度から利用者自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する「支援費制度」に移行するなど、利用者本位のサービスが提供されるようになりました。

○本県では、平成7年に策定した「奈良県障害者福祉に関する新長期計画」に続き、平成17年度には、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として平成17年度から10年間の計画期間とした「奈良県障害者長期計画2005～ともに生きる～（前期計画）」を策定し、各種の施策を実施してきました。この計画では、施策を確実に実施するため、前期5か年について目標を設定しており、平成21年度に前期計画が最終年度を迎えます。

(2) 「奈良県障害者長期計画2005（前期計画）」策定後の動き （平成17年度～）

○平成17年度には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業の障害のある人に対する支援、障害者雇用施策と障害者福祉施策との有機的な連携を図る観点から「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、障害者の一般雇用への促進が図られることとなりました。

○平成18年4月からは、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立した日常生活を支援する観点から、「障害者自立支援法」が施行されました。この

ことにより、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた障害福祉サービス・公費負担医療等について、障害の種別にかかわらず障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、共通の制度のもとで一元的にサービスを提供する仕組みが構築されることとなりました。

- 平成19年度には、複数の障害のある人に対応した適切な教育を行うため、現在の盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とするなどの「学校教育法」の改正が行われました。
- 国では、平成19年12月に「障害者基本計画」の前期計画期間中に行われた法制度改正の施行状況等を踏まえ、「障害者基本計画」の後期5年間（平成20年度～平成24年度）にあたる「重点施策実施5か年計画」が策定され、自立と共生の理念のもと、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、様々な施策展開が図られています。
- 本県では、平成18年度の「障害者自立支援法」施行を受けて、「奈良県障害福祉計画第1期～ともに支えあう～」を策定しました。この計画では、障害福祉サービス等の提供に関して数値目標等の設定を行い、地域生活移行支援や就労移行支援の数値目標及びその達成に向けた取り組み、並びに障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策を示し、障害福祉サービスの計画的な整備を図ってきました。
- こうした中、「奈良県障害者長期計画2005（前期計画）」策定から5年が経過し、障害のある人を取り巻く施策や社会情勢の変化に対応するため、「奈良県障害者長期計画2005（後期計画）」と「奈良県障害福祉計画（第2期）」が一体となった新たな計画として「奈良県障害者計画」を策定し、障害のある人もない人も共に互いを必要とする存在となる社会の実現を目指します。
- この計画では、「障害者基本法」第2条及び平成16年5月の同法改正時の附帯決議にあるよう、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人のみではなく、てんかん及び発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害）、並びに難病に起因する身体及び精神上的の障害のある人などを対象とします。
- 計画策定にあたっては、障害のある人及びその家族、障害福祉サービス事業所及びその職員、医療機関に対して「障害者の生活、介護等に関する

る実態調査」を実施し、本県の障害のある人が直面している課題やニーズを把握し、その課題解決に向けて県民全体で取り組んでいくという視点で計画を策定しています。

2. 計画の位置づけ

○この計画は、障害者基本法第9条第2項の規定による「奈良県障害者長期計画2005（後期計画）」と、障害者自立支援法第89条第1項の規定による「奈良県障害福祉計画（第2期）」を統合し、障害者施策推進のための基本的方向や重点的に取り組むべき課題、圏域別計画及び障害福祉サービス等の達成すべき目標値等を示し、今後の障害者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

3. 計画の期間

○「奈良県障害者長期計画2005」（後期計画）は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間を対象にしています。また、「奈良県障害福祉計画（第2期）」は平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3年間を対象とし、平成23年度中に見直しを行います。

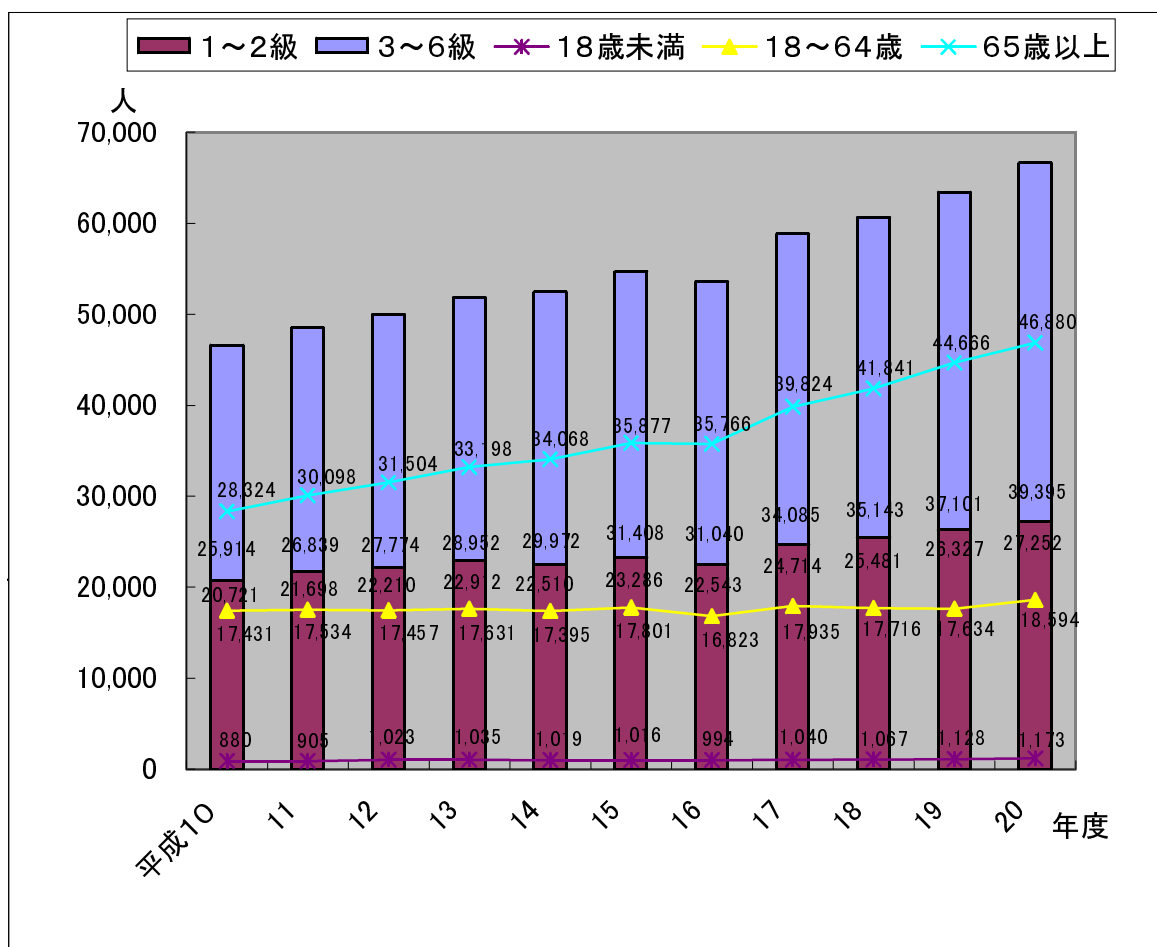
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
					奈良県障害者計画 (奈良県障害者長期計画2005（後期計画）と奈良県障害福祉計画（第2期）を統合)				
奈良県障害者長期計画2005（前期計画） (平成17年度～平成21年度)					奈良県障害者長期計画2005（後期計画） (平成22年度～平成26年度)				
奈良県障害福祉計画 第1期 (平成18年度～平成20年度)		奈良県障害福祉計画 第2期 (平成21年度～平成23年度)			奈良県障害福祉計画 第3期 (平成24年度～平成26年度)				

Ⅱ. 奈良県の障害のある人を取り巻く現状

1. 障害者手帳所持者数の推移

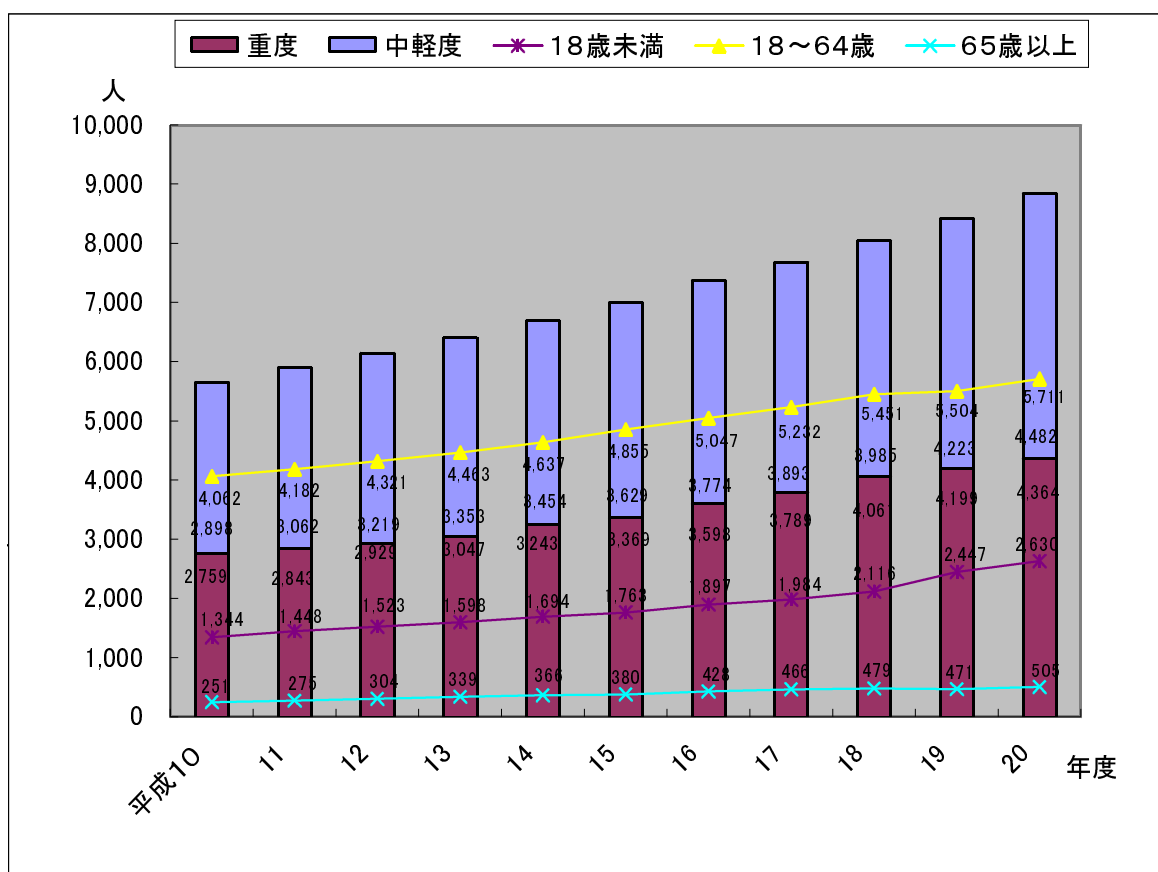
(1) 身体障害者

- ・平成20年度の身体障害者手帳所持者数は66,647人で、平成10年度の46,635人よりも42.9%増加しています。
- ・年齢階層別の増加率は、18歳未満が33.3%、18～64歳が6.7%、65歳以上が65.5%です。65歳以上の増加率が一番高くなっています。
- ・障害の程度別の増加率は、1～2級が31.5%、3～6級が52.0%で、後者が高くなっています。
- ・平成20年度の障害部位別では、肢体不自由55.9%、内部障害25.2%、聴覚・平衡機能障害9.3%、視覚障害8.4%、音声・言語・そしゃく機能障害1.2%となっています。



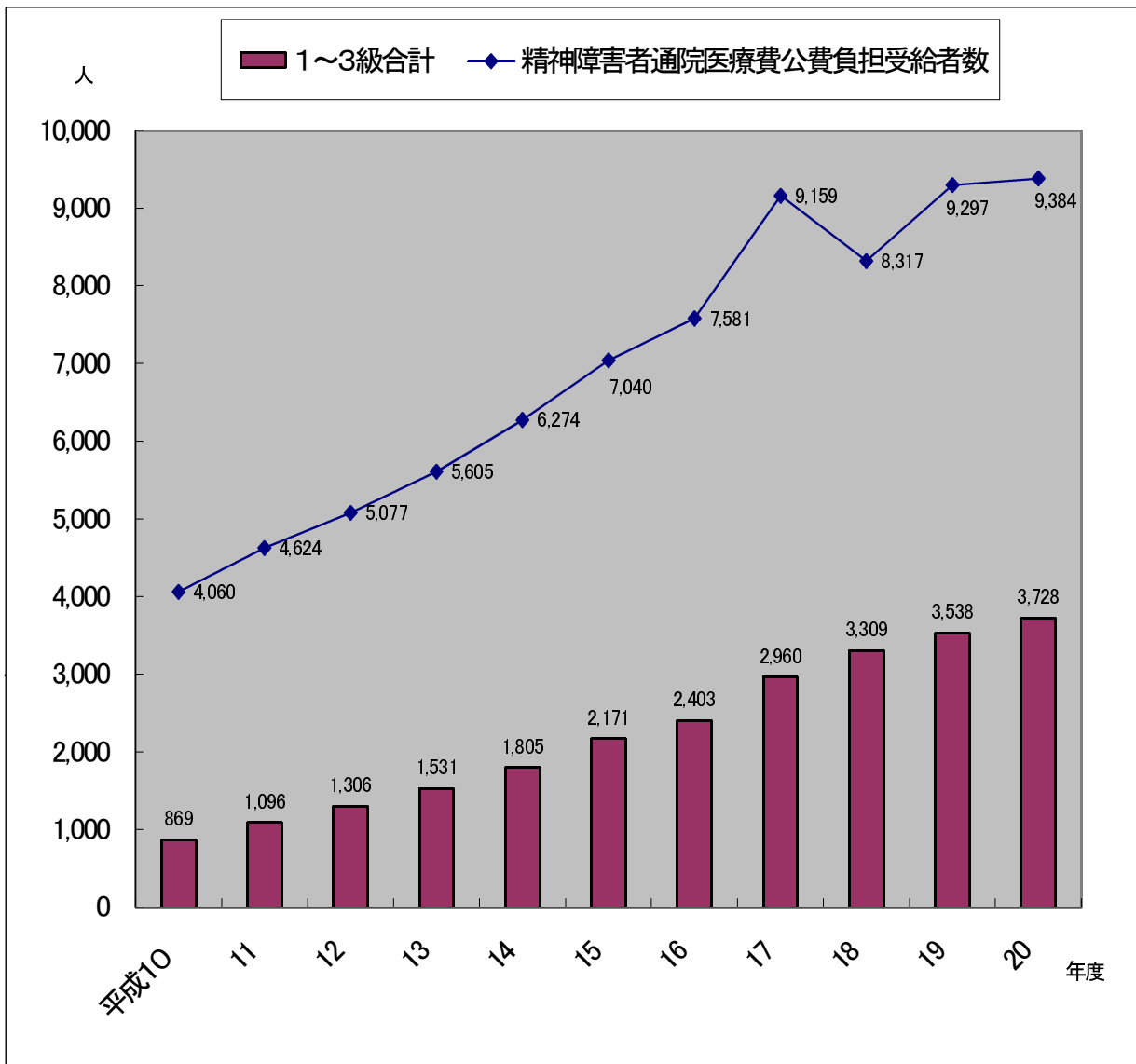
(2) 知的障害者

- 平成20年度の療育手帳所持者数は8,846人で、平成10年度の5,657人よりも56.4%増加しています。
- 年齢階層別では、18歳未満が2.0倍、18～64歳が1.4倍、65歳以上が2.0倍に増加しています。人数が多い18歳未満と18～64歳を比べると、18歳未満の増加率の方が高くなっています。
- 障害の程度別の増加率は、中軽度が54.7%、重度が58.2%で、後者が幾分高くなっています。



(3) 精神障害者

- ・平成20年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,728人で、平成10年度の869人よりも4.3倍に増加しています。
- ・平成20年度の精神障害者通院医療費公費負担受給者数は9,384人で、平成10年度の4,060人よりも2.3倍に増加しています。



Ⅲ. 計画の理念と体系

1. 計画の理念

奈良県障害者計画では、

- ① 「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現」と
- ② 「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあう地域社会の実現」

の2つを基本理念として、この理念の実現に向けて、計画全体の強力な推進を図るため、県は「障害のある人の生活の質の向上」、「障害のある人の社会参加と就労の促進」、「障害のある人の安心の確保」という3つの課題に重点的に取り組みます。

「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現」とは、障害のある人が地域社会の中で、自らの選択・決定のもと、就労や教育、スポーツ、芸術文化活動など様々な社会経済活動に参加をし、個性を發揮しながら **生きがいをもって**いきいきと暮らすことで、**誇りをもって人生を歩む**社会の実現を目指します。また、「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあう地域社会の実現」とは、誰もが住み慣れた地域で、**障害のあるなしに関わらず**、互いの個性と人格を尊重し合う信頼関係を築き、**差別や偏見のない**思いやりに満ちた、**互いを必要な存在として**支えあう社会の実現を目指します。

2. 計画の基本的視点

奈良方式の確立

○障害のある人が住み慣れた地域の中で、障害のある人もない人も共に支えあい、豊かな人間関係を築きながら、自分らしい生活を送るとともに、自らの能力を最大限に發揮し、自己実現できるための環境づくりを行うため、障害のある人及びその家族等を対象に実施した「障害者の生活、介護等に関する実態調査」（以下「実態調査」）の結果から、本県の障害のある人及びその家族が抱えている課題やニーズを把握・分析し、障害のある人のすべてのライフステージに応じて、福祉、教

育、医療、保健、住宅、雇用などの関係部局と連携を行いながら、本県の障害のある人にとって真に必要な支援を行っていきます。

県 が 主 導

○障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害に対する様々な偏見や誤解をなくし、地域における様々な交流や就労への参加を通して、お互いのことを必要とする、ともに支え合う社会の実現が必要です。そこで、県はより一層の相互理解のための普及啓発の実施やチャリティー、手作り市等を開催し、地域の人との相互交流を通じた理解の促進を行い、社会参加を制約する環境要因を取り除くよう努めます。また、障害者雇用を促進させるため、障害のある人や企業の努力にのみ期待するのではなく、県が企業と福祉の架け橋となって障害者雇用モデルの創出を行い、県自ら就労につながる実践可能な施策を主体的に実施することで、県民・企業に成功例を提示します。

障害種別、地域別に施策を検討

○障害の種別により、日常生活における課題やニーズは大きく異なります。そこで、第3部の「基本的な障害者施策の方向」では、障害のあるすべての人に対する共通的な課題や施策である「基本編」と併せて「実態調査」の結果から障害種別ごとの課題やニーズを把握して、課題解決のために必要な施策を示した「障害種別ごとの取り組み」を記載し、より詳細な現状分析をした上で、障害のある人がニーズに応じた支援を受けることができるよう検討を行っています。

○地域により社会資源や居住環境など障害のある人を取り巻く環境は異なります。そこで、第5部の「圏域の状況」では、5つの障害福祉圏域を設定し、「実態調査」の結果から圏域ごとの現状と課題を把握し、地域において安心して暮らしていくために必要なサービス提供体制の整備について検討を行っています。

総合的な施策の展開

- 「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会」及び「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支えあえる地域社会の実現」という2つの理念を実現するために、福祉、教育、医療、保健、住宅、雇用など関係部局が連携して日中活動、余暇、教育、医療、住まい、就労、など生活要素のすべてにわたる総合的な施策を展開します。

社会参加の実現に向けて共に支えあう地域づくりの推進

- 障害の種別や程度に関わりなく、個性を發揮しながら地域の一員として自らの選択・決定に基づいた社会参加を実現し、多様な生活を送ることを支援するため、市町村や企業、NPO、地域住民団体との連携と協力を図るなど、地域の力と協働して、共に支えあう地域づくりを進めます。

3 施策の体系

施策体系 I	中分類	小分類	
障害のある人の 生活の質の向上	1	オーダーメイドの個別支援システムの構築	① 個別支援計画に基づく支援システムづくり
	2	本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実	① 自立支援協議会の活性化
			② 相談支援体制の充実
			③ 福祉サービスの充実
	3	特別支援教育の充実	① 地域で共に学ぶための環境整備
			② 特別支援教育の充実に向けた取り組み
			③ 進路指導の充実と職場開拓の促進
			④ 特別支援学校卒業後の自立プログラム
	4	住まいの確保	① グループホームの質・量の充実
			② 障害者向け住戸の確保
	5	障害のある人とその家族を支えるレスパイトサービスの充実	① ショートステイ床の確保
			② 在宅サービスの充実
			③ レスパイトケアに向けた普及・啓発の促進
	施策体系 II.		
	障害のある人の 社会参加と 就労の促進	6	企業・地域と障害のある人がつながるシステムづくり
② 障害のある人の就労の促進			
③ 障害福祉版アドプトプログラム			
④ 「ものづくり」における農工との連携			
7		障害者雇用モデルの確立	① 県主導による障害者雇用モデルの開発・実践
			② 事業所としての県庁の雇用実践
			③ 企業による障害者雇用の推進
			④ 福祉的就労への支援
8		公的機関による障害者応援システムづくり	① 公的機関の発注拡大
			② 公共機関・大企業によるインターンシッププログラム
9		障害のある人の所得の確保	① 各種障害者手当・年金等の充実
施策体系 III.			
障害のある人の 安心の確保	10	障害者医療の充実	① 障害者医療のネットワークの構築による在宅ケアの推進
			② 重症心身障害児(者)への支援の充実
			③ 障害者医療の充実と福祉と医療の連携
	11	総合的なバリアフリーの推進	① ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進
			② 防災・防犯対策の充実
	12	防災・防犯対策の充実	① 防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立
			② 防災・防犯体制の向上
			③ コミュニティーにおける防災・防犯体制の強化
	13	相互理解の推進と権利擁護	① 相互理解のための広報啓発の推進
			② 国際交流の推進
			③ 権利擁護のための施策の充実
			④ 事業所・病院等への指導の強化

IV. 計画の推進体制

- 障害者福祉施策は、福祉、教育、医療、保健、まちづくり、就労、生活環境など、様々な分野が関わることから、一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた適切な施策が展開できるよう、関係部局が連携し、総合的な取り組みを行います。
- 障害者基本法に基づき設置する「奈良県障害者施策推進協議会」に、計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図るとともに、数値目標については、適切な進行管理に努めます。
- 障害のある人の地域生活を支援していくうえで、身近な地域での取り組みが重要となることから、市町村との一層の連携を図りながら、施策の効果的な推進を図ります。